

北河内夜間救急センター運営費の負担割合について

北河内夜間救急センター運営費の負担割合の見直しについて、令和2年（2020年）2月14日に開催しました協議会において、下記の見直し（案）が承認され、3月31日付で新たに協定書を交わしました。適用については、令和3年度からとさせていただきます。

記

北河内夜間救急センターの事務の管理及び執行に要する総費用の負担区分及び負担率は、均等割額5%人口割額5%並びに実績割額90%とし、関係7市の負担額の積算方法は、次のとおりとする。

(1) 均等割

関係7市のうち、枚方市を除く6市が均等に負担するものとし、当該市の負担額は、均等割額の6分の1とする。

(2) 人口割

当該年度の10月1日現在（以下「基準日」という。）住民基本台帳に登録された関係7市の15歳未満人口の合計を100%とし、当該市における基準日の15歳未満人口の占める割合を人口割額に乗じて得た額とする。

(3) 実績割

北河内夜間救急センターにおいて、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間に受診した関係7市の利用者数を100%とし、当該市民が受診した数の占める割合を実績割額に乗じて得た額とする。

※なお、具体的な積算については、今後の患者動向を踏まえたうえで、11月頃開催予定の幹事会でお示しさせていただきます。

以上